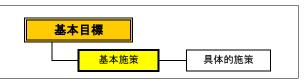
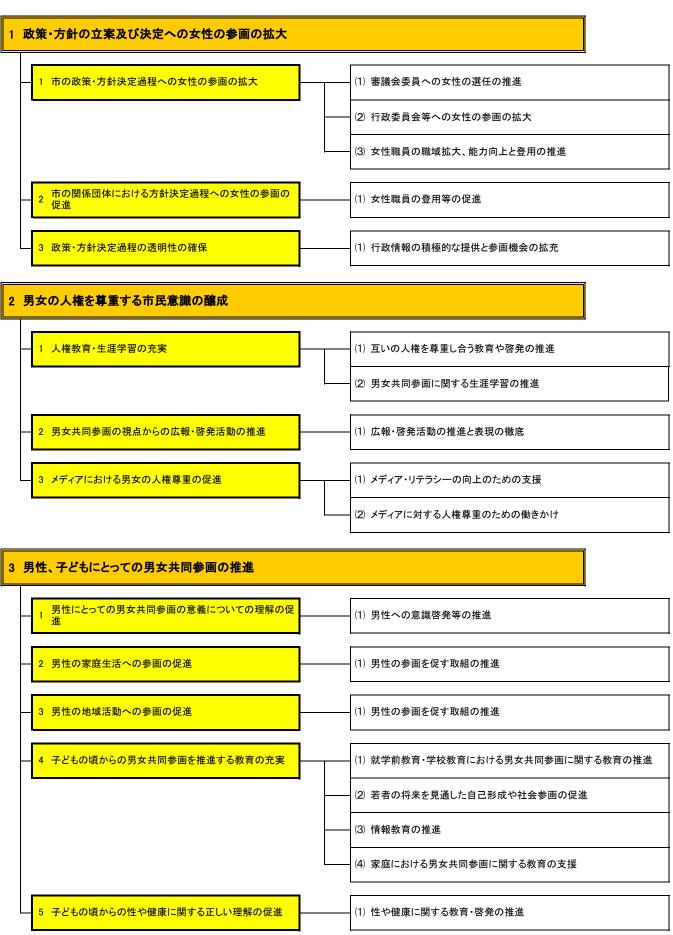
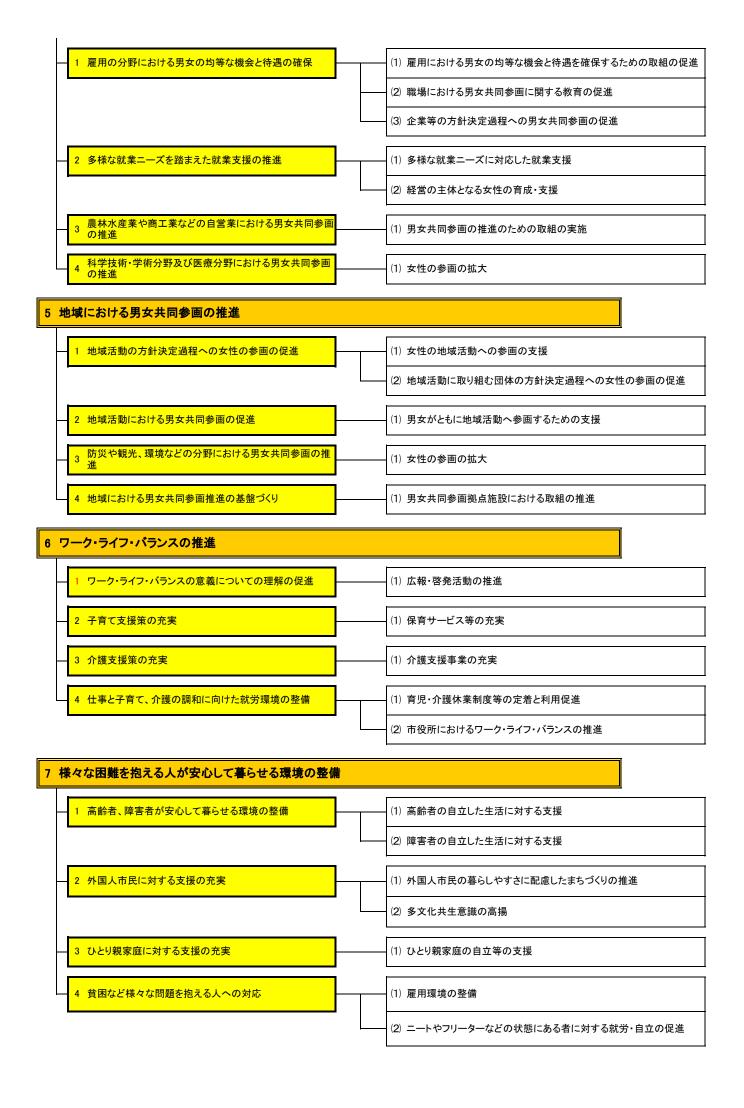
第2章 各施策について

I 施策体系







8 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援 女性に対するあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対 (1) 女性に対するあらゆる暴力についての実態把握と対応 (2) 啓発の推進及び教育・学習の充実 (3) 女性に対する暴力のない安心して暮らせるまちづくりの推進 ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者への支援の充 (1) 配偶者からの暴力を許さない市民意識の醸成 (2) 被害者への相談支援の充実 (3) 被害者の保護体制の充実 (4) 被害者の自立支援の充実 (5) 関係機関との連携の強化 セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充 (1) 防止対策の推進 (2) 被害者への支援 女性や子どもに対する性暴力、売買春などの根絶に向け (1) 女性に対する性暴力や売買春などの根絶に向けた対策の推進 た対策の推進 (2) 子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進 9 生涯を通じた健康支援 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進 (1) 思春期の健康の保持増進のための支援 (2) 妊娠・出産期の健康の保持増進のための支援 (3) 更年期・高齢期の健康の保持増進のための支援 (4) 性差医療の推進 性と生殖に関する健康と権利の浸透 (1) 啓発の推進 3 健康を脅かす問題についての対策の推進 (1) 正しい知識の普及啓発の推進 (2) 相談しやすい体制の整備 10 平和の発信と国際理解・国際協力の推進 国際社会の動向への理解の推進 (1) 世界の女性の状況など男女共同参画に関する情報の提供 (2) 国際理解教育・学習の充実 男女共同参画の視点からの国際交流・協力、平和活動の (1) 国際交流・協力、平和活動への支援